

西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年に向けた観光誘客業務委託 仕様書

1 業務の名称

西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年に向けた観光誘客業務

2 業務の目的

令和 9 年度は西南戦争 150 年に加えて、西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年を迎えることから、これを契機とした、県内外への魅力発信、誘客及び県内周遊の促進に取り組むとともに、県内外の機運醸成を図るため、西南戦争・西郷隆盛をはじめとする本県の歴史・文化を活用した P R や各種コンテンツの制作等を実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

本業務は、西南戦争 150 年に加え、西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年に関する認知度向上及び県内外からの誘客、県内周遊の促進を図るため、統一したコンセプト及びデザインのもと、各業務を有機的に連携させ、一体的かつ効果的なプロモーションを実施するものとする。

(1) S N S 等を活用した情報発信

- ① S N S 広告企画・配信
- ② W e b 広告企画・配信
- ③ その他効果的な情報発信

(2) ポスター・のぼり等の製作

- ① ポスター製作・配布
- ② のぼり・フラッグの製作・配布

(3) 周遊マップ製作

- ① デジタルパンフレット製作
- ② パンフレット製作

(4) ノベルティ製作

- ① 記念ノベルティの企画
- ② 記念ノベルティの製作

(業務の詳細)

(1) S N S 等を活用した情報発信

内 容：①ターゲット層及び媒体の特性を踏まえた S N S 広告展開
②ターゲット層及び媒体の特性を踏まえた W e b 広告展開
③インフルエンサー、交通広告、紙媒体等の特性を踏まえ、効果的に組み合わせた情報発信

時 期：①～③令和 8 年 9 月上旬頃～

(2) ポスター・のぼり等の製作

内 容：①ポスター製作・配布

機運醸成を図るためのポスターを製作し、県内の主要駅、空港、港、観光施設、商店街その他多くの人が訪れる場所へ配布・掲出依頼を行う。掲出場所については、受託者が効果的な場所を選定・提案するとともに、施設管理者等との調整及び掲出に必要な手続を行うこと。なお掲出場所及び掲出期間は、委託者と協議の上決定し、効果的な情報発信となるよう実施すること。

②のぼり・フラッグ製作・配布

のぼり及びフラッグ等を制作し、県内の主要駅、空港、港、観光施設、商店街その他多くの人が訪れる場所へ配布・掲出依頼を行う。

仕 様：①サ イ ズ：B2

紙 質：マットコート紙を基本とする。

デザイン：鹿児島市が作成している、西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年記念ロゴマーク（ロゴマークのみ）を使用すること。

※ 2種類以上のデザイン案を提案すること。

なお、製作にあたっては、デザインについて委託者と協議の上、決定すること。

※ ロゴマークの使用に当たっては、別途定める使用ガイドラインに基づき適正に使用すること。

（ガイドラインURL）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-suishin/saigo-uselogo.html>



西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年記念ロゴマーク（ロゴマークのみ）

②サ イ ズ：のぼり W600mm×H1,800mm 程度

フラッグ W1100mm×H350mm 程度

素 材：のぼり ポンジ

フラッグ トロマット又は同等品

仕 様：屋外での掲出に適した仕様とすること。

デザイン：西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年記念ロゴマーク（ロゴマークのみ）を使用し、ポスターその他の制作物と統一感のあるデザインとすること。

※ 2種類以上のデザイン案を提案すること。

なお、製作にあたっては、デザインについて委託者と協議の上、決定すること。

数 量：①500 枚以上

②のぼり 500 枚以上

フラッグ 50 枚以上

※委託費の範囲で製作できる数量を提案すること

時 期：令和 8 年 9 月中旬

(3) 周遊マップ製作

内 容：県内各地にある西南戦争遺跡、西郷隆盛生誕地、終焉の地、滞在地、ゆかりの寺社、資料館等を掲載した周遊マップを作成する。観光スポットに加え、モデルコースや交通アクセス等を掲載し、旅行者が利用しやすい内容とすること。作成にあたっては、専門的な知見を有する歴史有識者等の助言を得るなど、史実等に基づいた内容とすること。

数 量：①デジタルパンフレット

②パンフレット印刷 5,000 部

仕 様：①PDF データ及び編集可能なデータを納品

②A 4 サイズ、8 ページ、上質紙を想定

時 期：令和 8 年 1 2 月

(4) ノベルティ製作

内 容：PR 及び各種イベント等で活用するため、記念ロゴマーク等を使用したノベルティを制作。ターゲットや配布目的（認知度向上・周遊促進等）を踏まえ、効果的なものを提案すること。提案にあたっては、委託者が選択できるよう複数案を提示すること。

（例）ステッカー、トートバッグ、ハンドタオル、ウエットティッシュ、巾着、チケットホルダーなど

数 量：提案内容により、委託費の範囲で製作できる数量を提案すること。

時 期：令和 8 年 1 2 月

これらに限らず、事業目的の達成に資する効果的な手法についても積極的に提案すること。提案に当たっては、ターゲット、実施時期、期待される効果及び KPI などを明示すること。

また、情報発信実施後は、媒体ごとの到達状況や閲覧数、リーチ数、インプレッション

数、エンゲージメント数、クリック数、動画再生数等を分析し、その効果を検証するとともに、改善点を含めた報告を行うこと。

5 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務責任者を配置するとともに、本業務を適切に遂行できる実施体制を整備すること。

また、業務の実施に当たっては、観光かごしま大キャンペーン推進協議会事務局（以下「事務局」という。）との連絡調整を密に行い、必要に応じて関係機関との調整を行うこと。

6 成果品

業務完了時には、次の成果品を提出すること。

- (1) 業務実施報告書 一式
- (2) 広報実績報告書（効果測定結果を含む。）
- (3) 制作物データ（編集可能なデータ及びPDFデータ）
- (4) 写真等の記録データ
- (5) その他事務局が必要と認める資料
- (6) アクセス解析データその他効果測定の元データ

7 調査・報告

事務局は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。また、本業務の終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (2) 業務の実施に当たっては、事務局と十分に協議・調整を行いながら進めること。
- (3) 業務の実施に当たり、関係機関、施設管理者その他関係者との調整が必要な場合は、受託者が主体的に行うこと。ただし、事務局名義による依頼や調整が必要な場合は、事務局と協議の上、実施すること。
- (4) 企画提案書の内容を基本として業務を実施するものとするが、事業目的の達成のため必要があると認める場合は、事務局と協議の上、内容の修正又は追加を行うこと。
- (5) 成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の2、第26条の3及び第28条に規定する権利を含む。）は、事務局及び鹿児島県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有するものについては、この限りでない。
- (6) 本業務により取得したアクセス解析データ、SNS等の効果測定データその他業務の実施に伴い取得したデータは、事務局及び鹿児島県が本事業その他観光振興施策に活用できるものとする。

- (7) 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものとし、第三者から権利侵害等の主張があった場合は、受託者の責任及び費用負担においてこれを解決すること。
- (8) 受託者は、成果物に含まれる著作権その他の権利について、事務局及び鹿児島県が本事業及び関連する広報等において支障なく利用できるよう、必要な権利処理を行うこと。
- (9) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ書面により事務局の承認を得ること。
- (10) 情報発信に当たっては、景品表示法その他関係法令等を遵守するとともに、掲載内容の正確性の確保に努めること。
- (11) 受託者は、成果品について十分な品質管理を行い、誤字、脱字、事実誤認その他の瑕疵がないよう確認すること。
- (12) 本業務の実施に要する一切の経費は、委託料に含むものとする。ただし、仕様書に別段の定めがある場合を除く。
- (13) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事務局と受託者が協議の上、決定するものとする。